

令和7年度 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種

- ・新型コロナウイルス感染症予防接種は、国内外で実施された研究などにより、感染した場合の入院や死亡等の重症化等を予防する効果が認められたと報告されております。
- ・詳しくは、川崎市予防接種個別協力医療機関に設置してある「新型コロナウイルス感染症予防接種を受ける方へ」をお読みいただき、接種を希望される方は川崎市予防接種個別協力医療機関でお受けください。
- ・他のワクチンとの同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また接種間隔に制限はありません。
- ・新型コロナウイルス感染症予防接種は、**接種を受ける法律上の義務はありません。**
- ・個別通知（接種券等）はお送りしていません。
- ・**対象条件、実施期間及び接種回数の条件を満たさずに接種を受けた場合は、全額自己負担となります。**

■ 対象となる方（次の二つの条件を満たしていること）

① 住 所 接種日時時点で川崎市内に住民登録がある方

② 年 齢 (Ⅰ) 接種日に 65 歳以上の方

(Ⅱ) 接種日に 60 ～ 64 歳の方で

・心臓・腎臓・呼吸器の機能障害（障害 1 級程度）を有する方

・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害（障害 1 級程度）を有する方

※その他

ご本人の接種希望の意思確認が難しい場合は、家族等によって接種の意思を慎重に確認してください。最終的にご本人の接種意思の確認ができなかった場合は、予防接種法に基づく定期接種とならないため、助成対象となりません。

- ・接種の際は、住所及び年齢の確認ができるもの（マイナンバーカード、資格確認書（有効期限内の健康保険証を含む）等）をお持ちください。
- ・年齢（Ⅱ）に該当する方は、障害者手帳や診断書等の障害の程度を確認できる書類を持参してください。

■ 実施期間と回数

令和 7 年 10 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日の間に 1 回

■ 接種を受けられる場所

川崎市予防接種個別協力医療機関



※医療機関によっては事前の予約が必要となる場合がありますので、電話等でお問い合わせください。

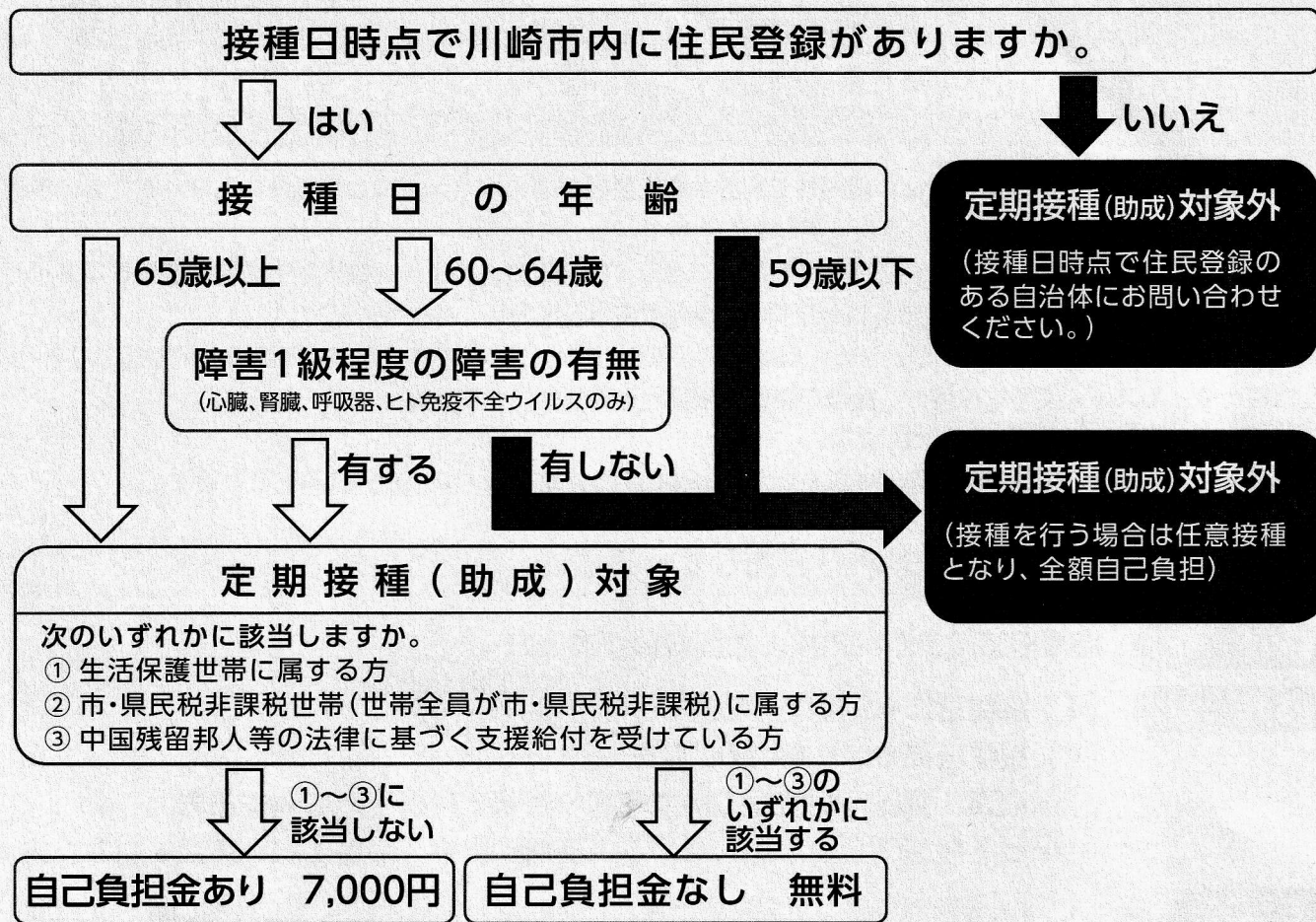
■ 自己負担金（接種を受けた医療機関にお支払いください）

7,000 円

※全額公費負担（無料）となる場合があります。詳しくは裏面をご覧ください。

川崎市

■ 川崎市の定期接種対象者と自己負担金について



無料となる場合は、証明する書類が必要になりますので、次のもの(どれかひとつ)を医療機関に提示してください。

なお、提示しなかった場合の払い戻しは致しませんので、接種時に必ずお持ちください。

- 最新の生活保護決定通知書又は被保護証明書(①の方)
- 最新の介護保険料納入通知書*(保険料段階が第1～4段階のもの)(②の方)
※ 予防接種のための介護保険料納入通知書の再発行は行っておりません。
- 中国残留邦人等の支援に関する法律に基づく支援の本人確認証又は支援給付受給証明書(③の方)

非課税証明書は世帯全員の非課税を証明する書類でないため使用できませんので、ご注意ください。

これらの証明書類が無い場合は川崎市予防接種コールセンターへお問い合わせください。

■ 問合せ先

川崎市予防接種コールセンター

受付時間：8時30分から17時15分 月～金(祝日・年末年始除く)

電 話：044-200-0144

F A X：044-200-1065

【医療機関の予約やワクチン在庫照会に関する問い合わせには対応しておりません。あらかじめご了承ください。】



KAWASAKI CITY

川崎市健康福祉局保健医療政策部 予防接種担当

川崎市ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/>

「川崎市 新型コロナ 予防接種」で検索

川崎市 新型コロナ 予防接種 🔍 検索

